

## (仮称) 札幌市映像基本計画検討委員会 設置要綱

### (設置)

**第1条** 「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例（平成26年5月30日条例第36号）」第7条に基づき、(仮称) 札幌市映像基本計画の策定にあたり、広く市民及び有識者の意見を反映するため、(仮称) 札幌市映像基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 今後取り組む市の映像振興施策の考え方や内容等に関する事。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関する事。

### (構成)

**第3条** 委員会は、7名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成28年5月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

**第5条** 委員会の会議は、必要に応じて経済局長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員ではない者から意見を聞くことができる。

### (庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、経済局産業振興部国際経済戦略室コンテンツ産業担当課において行う。

### (謝礼)

**第7条** 委員には、委員会1回の出席につき12,500円の謝礼を支給する。

### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。